

令和7年度 第1回下野市成年後見制度利用促進協議会 議事録

審議会等名 令和7年度 第1回下野市成年後見制度利用促進協議会
日 時 令和7年5月29日(木) 午前10時から
会 場 下野市役所303会議室
出席者 委員：竹田委員、中西委員、阿部委員、奥田委員、小川委員、大地委員、
栗原委員、鈴木委員、滋野委員、大口委員、篠崎委員
オブザーバー：宇都宮家庭裁判所主任書記官 三木
栃木県保健福祉課地域福祉担当 村松
栃木県社会福祉協議会生活支援部長 岡崎
栃木県社会福祉協議会生活支援部権利擁護課 品田
欠席者 委員：手塚委員
事務局 下野市：社会福祉課 伊澤課長補佐、増渕主幹、澁谷主事
高齢福祉課 深澤主事
下野市社会福祉協議会(成年後見サポートセンター)：桑島主幹、藤間相談員
公開・非公開の別 (公開 ・ 一部公開 ・ 非公開)
傍聴者 0人
報道機関 0人
議事録(概要) 作成年月日 令和7年6月4日

【協議事項等】

1. 開 会

(事務局) 令和7年度 第1回下野市成年後見制度利用促進協議会を開会いたします。本日の会議の進行を務めます、下野市社会福祉協議会・成年後見サポートセンター担当、桑島と申します。この協議会は、下野市における成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の利用促進を目指して、成年後見サポートセンターの運営体制や地域における権利擁護に関する課題の共有と解決、下野市成年後見利用促進基本計画の策定や評価などについて検討し、地域連携に繋げていくものです。年2回の開催を予定しておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

2. 自己紹介

一名簿順に自己紹介を行うー

(名簿7番 手塚委員は欠席)

3. 会長及び副会長選出

(事務局) 続きまして、3. 会長及び副会長選出ですが、下野市成年後見制度利用促進協議会設置要綱第5条により、委員の皆様の互選となっております。副会長は会長が委員の中から指名するとなっております。どのように選出するのがよろしいでしょうか。

(大地委員) 事務局にお考えがあればお願いします。

ー会長に竹田委員を選出ー

ー竹田会長より副会長として篠崎委員を指名ー

4. 議 題

(事務局) 議事の進行は竹田会長にお願いいたします。

(竹田会長) 議事に入る前に、本会議の議事録署名人について、今回は名簿2番の中西委員と3番の阿部委員にお願いいたします。

(1) 「下野市成年後見制度利用促進基本計画」の取組状況について

(竹田会長) 事務局より説明をお願いします。

(事務局) ー【資料1】に基づき説明ー

(竹田会長) ただいまの説明に対し、委員の皆様、ご意見・ご質問、感想等いかがでしょうか。

では私から1点よろしいでしょうか。「成年後見制度なんでも相談会」が月1回開催されていますが、相談件数の欄の現状値(策定時)年9件、目標値年14件と言うのは、策定時に9件あったということですか。

(事務局) 策定時に9件あったということです。目標値は基本計画の最終年度が令和8年度までなのでそれまでの目標値です。

(竹田会長) 相談件数が下がり気味になっている。周知不足だけとは言えず「成年後見制度なんでも相談会」という名称では内容がわかりにくいのでは。成年後見と言っても知らない人には伝わらないのでは。

(事務局) 相談会の周知については市や社協の広報紙、InstagramやYouTube等のSNS、ラジオで周知していますが、月に一度の決まった日時に来ていただくのは難しい方もおられると思います。現に相談会以外で新規31件、継続135件の相談を受けています。相談会に来られない方への対応として随時電話や訪問を行っております。

(2) 「令和6年度 成年後見サポートセンター運営事業 取組実績」について

(竹田会長) 事務局から説明をお願いします。

(事務局) ー【資料2】に基づき説明ー

(竹田会長) ご意見、ご感想をお願いします。

(小川委員) 地域相談について、相談者の関係性、どういった方からの相談か、相談方法を教えて頂きたい。

(事務局) 相談者の種別としては、年間で本人からは10件、配偶者・親族が29件、地域包括支援センター6件、障がい者相談支援センター2件、関係機関107件、それ以外にも民生委員等からの相談がありました。

(3) 「令和7年度 成年後見サポートセンター事業 実施計画」について

(事務局) ー【資料3】に基づき説明ー

(竹田会長) 皆様からご意見、ご質問はありますか。

(大口委員) 前回の協議会で中学生を対象とした周知活動の取り組みを提案しましたが、その後どうなりましたでしょうか。先ほどの相談会の話で「成年後見」の言葉の意味が解らないから来ないのでは、と言う話もあったように実際に動けるのは高齢者より家族のほうが多いと思うので、中学生に周知した内容を家に持ち帰って話題にしてもらえれば家族に伝わるのではないのでしょうか。

(竹田会長) 事務局より説明をお願いします。

(事務局) 現在実施検討中であり、具体的には今後市や関係機関・相談窓口連絡会議等で検討していきたいと思います。

(竹田会長) 草の根と言うところでは中学生と言うのがキーポイントになると思います。義務教育の時代に

得た知識はすぐに役立つわけではないが記憶に残り、後で「こういうことか」と思うものです。前向きに検討していただきたい。

(奥田委員) 福祉支援者を対象とした研修会がありますが、以前の社会福祉部会で紹介していた「支援者の為の権利擁護支援の手引き」の中の「成年後見制度活用検討チェックシート」使いやすくていたので支援者の研修に活用していければよいのではと思いました。地域包括支援センターではミニ終活セミナーを行って成年後見制度の説明をしていますが、参加される高齢者はどうやって自身の財産を相続していくかを考えています。成年後見制度をいつどのように使うのかを周知していければと思いました。

(竹田会長) 「成年後見制度活用チェックシート」が役立つというのは有益な情報ですね。私が知的障がい者施設で成年後見制度の講演をしたとき、親御さんから「聞きたいのは制度を使ってどうなったかではない。制度を使わねばならない時は使うが、使わずに相続や財産をどうしたらいいか聞きたいんだ。」と言われました。最初は自分の亡くなった後のことを考えていますが、次第に入所・入院し亡くなった後の死後事務や最後の支払い、亡くなる前はどうか、と気づいていきます。今回相続の話まで広げると社協の中核機関だけで受け止めるのは難しいと思いますが、ニーズとしてはそのあたりから拾っていくことも考えられるので、ご検討をお願いします。

(大地委員) 地域サロンで啓発活動を行っていますが、参加している方は地域とのつながりを持っているので知識もあります。地域の活動とのつながりのない方への支援が難しい課題だと思います。

(竹田会長) 地域性もあると思いますが、私自身は余命僅か等の切迫している相談を受けることがあります。キーパーソンがおらず、つながりのない人をケアマネさんが成年後見制度を使い何とかしようと依頼してくる切実な思いを感じるケースもあります。

(4) その他

(竹田会長) 委員の皆様、ご意見・ご感想等いかがでしょうか。

(中西委員) 今年度からの委員で初めての参加ですが、サポートセンターのパンフレットを見ましたが良くできていると思い、サポートセンターのスキルの高さを感じました。実施計画も見ましたが、サポートセンターのマンパワーは実施計画に見合うだけあるのかが気になりました。先ほどもありましたが、公の場の相談に繋がらない人の問題が深刻だと弁護士として感じています。非常にひっ迫した複雑な状態で現場が疲弊し、やっと法律関係につながるということがあります。周知活動で中学生対象ということが興味深いと思いました。一種の社会的なバリアフリーの一環の中に成年後見制度があるということで中学生としての教育的意義があると思うので進めて頂ければと思います。

(阿部委員) 教育との連携は、いい方向に種まきとして続けていただきたい。大人になってから成年後見という言葉を知った方にはマイナスなイメージがあり、急遽申立てすることになった親族がネット上のネガティブな情報に触れ、受任者との関係性に影響することがあります。今つながってなくて、でもつながらないわけにはいなくて、亡くなってからつながる人も多く、受任後初仕事が死亡による終了報告になることがあります。そうなる事前の段階で誰にも頼れない人をつなげなければ。亡くなる直前に出会い、数回会った後お亡くなりになる方も多く、支援者としてもダメージが大きいので、支援者のメンタルヘルスも重要です。受任するにあたり下野市とは令和3年から係わっていますが、すごい勢いで中核機関と多職種の連携が構築されていて、どこに相談すれば誰がいて何をしてくれるかわかり、仕事がしやすいです。

(竹田会長) 私も成年後見人として、被後見人が亡くなることもあります。何人送り出しても慣れないし、その日は仕事が手につきません。

- (栗原委員) 入所者のご家族が後見人となっている方がいますが、きっかけは親御さんが認知症で消費者トラブルに会い、資産を守るために後見人になったけれど、その後の手続きが大変だという話も聞いています。周知活動として SNS を利用しているということで、私自身も日頃困ったことはネット検索をしています、活字だけでなく映像でわかるのはいいことだと思います。
- (鈴木委員) 担当していた方が立て続けに亡くなった時の支援者のメンタルヘルスは重要だと思います。精神科病棟特有ですが長期入院している方の親族が代替わりし、病院もご本人も誰だかわからないということがあります。親亡き後のこともあり、成年後見制度を利用し本人の権利擁護ができていないかとまだまだ出来ていない面もあります。今後周知していきたいと思います。
- (滋野委員) 成年後見サポートセンターを受託し、色々なつながりを持っている社協として今後も多くの人に周知していく必要があると思いました。利用促進や後見人支援に関しても令和7年度以降も適切に円滑に必要な支援をできるように努めていかなければならないと考えています。
- (家裁 三木) 普段とは違う視点で聞かせていただきました。地域支援、チーム支援ということで、これから申立てする人については関係機関の支援がありますが、裁判所では何年も前から後見人をされている専門職ではない親族後見人が多くいます。専門職ならチーム支援が可能ですが、親族一人で抱え込んでいるケースがあり、どうにもならなくなってから自身の高齢や病気で辞任したいと裁判所に申し出てきます。そうなる前に地域社会に繋げる体制づくりができないかと思います。相談会は申立て前の方が対象ですか？親族後見人が「ここに行ったら相談できます。」と紹介できるような場があればと思います。
- (事務局) なんでも相談会は申立て前の相談として行っておりますが、サポートセンターでは後見人支援を行っておりますので、相談会の日でなくても何かありましたら相談して頂ければと思います。
- (県 村松) 相談会の件数が残念に思いました。周知活動として民生委員にお願いしたり、医療機関にパンフレットを置かせてもらってはどうか。
- (県社協 岡崎) 下野市が丁寧に深く事業を行われていると知り素晴らしいと思いました。周知活動としてしもつけふくしフェスタで相談ブースを設けてみてはと思いました。
- (県社協 品田) 令和3年から係わっていますが、ネットワークが作られてきていると感じました。つながらない人の支援という言葉がありましたが、地域でサロンに来られない人に、サロンに来ている人から話をしていただき周知してもらえればと思いました。支援者のメンタルヘルスの件ですが、支援者支援として中核機関が相談を受けたり後見人支援をしていただけたら良いのでは。中学生に対する周知では厚生労働省のサイトに「成年後見早わかり」という動画があるので活用してほしいと思います。
- (大口委員) 市では中学生向けに様々な発信をし啓発活動を行っています。自分が使うときというより、働き始めたときに役立ったり、祖父母に必要な時に気付け、後見利用に至ることもあります。後々市長申立てに至らず親族が申立てをできればよいと思いました。
- (篠崎副会長) 成年後見制度というものに難しい印象を受けていました。周知活動としては、財産という関係からの話なら入りやすいのではと思いました。サロンの出席者から来られない人に話してもらうという案は良いと思いました。皆さんの意見を聞かせていただき大変勉強になりました。今後ともよろしくお願いします。
- (竹田会長) 以上で、議事についての協議を終了いたします。

5. 閉会

- (事務局) 以上で、令和7年度 第1回下野市成年後見制度利用促進協議会を閉会いたします。次回開催は

令和8年2月上旬を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

議事署名人

中西 晶子

議事署名人

阿部 千亜紀

